

公益財団法人静岡県グリーンバンク企画提案型事業実施要領

（目的）

第1条 緑化ボランティア団体やNPO法人が自ら企画し提案のあった事業について、ボランティア団体やNPO法人へ補助して事業化し、ボランティア団体・NPO法人とグリーンバンクとの協働による環境緑化活動を推進していくことを目的とする。

（企画提案型事業の応募資格等）

第2条 企画提案型事業の応募（以下「応募」という。）資格等は、緑化ボランティア団体、NPO 法人等としての活動実績を有し、静岡県内に事務所のある次に掲げる団体とする。

（1）特定非営利活動法人

（2）非営利の社会貢献活動を行い、次に掲げる条件を満たす任意団体

- ア 10人以上の会員で組織していること
- イ 組織の運営に関する規則（会則等）があること
- ウ 予算・決算を的確に行っていること
- エ 補助申請業務等を的確に遂行できる能力を有すること
- オ 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること

（応募の対象事業等）

第3条 応募については、以下のとおり2部門を設定する。

（1）緑化ボランティア団体、NPO法人からの提案部門

（2）グリーンバンクからの提案部門

2 「緑化ボランティア団体、NPO法人からの提案部門」については、日頃のボランティア活動、NPO法人活動を踏まえ、グリーンバンクと協働したい事業の提案を対象とする。

3 「グリーンバンクからの提案部門」については、あらかじめグリーンバンクから出された課題についての提案を対象とする。なお課題については別途提示する。

4 応募の対象事業については、静岡県内で行われるもので、既に実施しているものは除き、次の目的に沿った、新たな発展性のあるものとする。

- （1）環境緑化の重要性に対する県民の理解と認識を高めるもの
- （2）協働による環境緑化活動の推進に寄与するもの
- （3）環境緑化にかかる社会的課題を解決するもの

5 応募の対象事業等について、次のものは除くものとする。

- （1）特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- （2）学術的な研究事業
- （3）地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- （4）国や他の地方公共団体及びそれらの外郭団体からの助成を受けているもの又は受ける可能性のあるもの

（補助額等）

第4条 各事業に係る補助額の上限は 30万円とする。なお、団体の運営経費など応募した事業に直接関係しない経費は対象としないこと。

（応募の方法等）

第5条 応募の方法については、事業者は事業提案書を作成し、グリーンバンク事務局に提出する。

2 審査委員会は、原則として7月及び11月に開催するので、事業提案書は、前月までに提出する。

3 提出された書類は返還しない。

(応募に対する取り扱い)

第6条 応募内容については、公開を原則とし、速やかにホームページ上に掲載する。なお、公開によって生じたトラブルについて、グリーンバンクは責任を負わない。

2 応募について、グリーンバンクは、速やかに第2条に関する応募者資格審査を実施する。

3 応募者資格審査後、グリーンバンクが設置する審査委員会に提示し、以下のような視点により内容検討する。

(1) グリーンバンクの事業目的にふさわしいもの

(2) 先進性、先駆性等工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取組であるもの

(3) 今後、様々な事業に発展していく等モデル性の強いもの

(4) 実現性が高いもの

(5) 予算の見積もり等が適正であるもの

5 グリーンバンクと応募者がお互いの事業内容等の確認するため、応募者の希望により、面談を実施するものとする。

6 検討の結果、最も効率的、効果的な事業から予算の範囲内で順次補助事業を決定する。

7 事業決定した提案については、緑化ボランティア団体やNPO法人の自主性や先駆性を尊重する。

(補助金交付の条件)

第7条 事業を実施する場合は、発行する資料やイベント会場等には、グリーンバンク支援事業である旨の表示・標記をすることとする。

(事業内容の変更)

第8条 事業実施中、事業内容を変更する場合には、事業者はグリーンバンクと協議し、同意を得なければならない。

(事業のふりかえり)

第9条 事業実施後、事業者は事業結果を報告し、事業成果等のふりかえりを行う。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成21年4月1日から施行する。

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。